

珠洲市監査公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定により、珠洲市立小学校、中学校並びに義務教育学校に対する令和4年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和4年12月20日

珠洲市監査委員 田 畠 邦 章

珠洲市監査委員 三 盃 三千三

第1 監査の概要

1 監査の種類

珠洲市監査基準に関する規程に準拠した地方自治法199条第4項に規定する定期監査

2 監査の対象

- (1) 珠洲市立学校設置条例により設置された小学校
- (2) 珠洲市立学校設置条例により設置された中学校
- (3) 珠洲市立学校設置条例により設置された義務教育学校

3 監査の範囲

令和3年度事務事業の実績及び令和4年度事務事業の執行状況

4 監査事項

- (1) 財産（校地、校舎、施設、設備）の維持管理状況について
- (2) 予算の執行状況について
- (3) 備付帳簿類の整理、保管状況について
- (4) 備品等の管理、保管状況について
- (5) その他

5 監査の実施日

- (1) 書面審査 令和4年10月4日(火)から10月25日(火)まで
- (2) 実地監査 令和4年10月26日(水)、31日(月)

6 監査を執行した監査委員

田 畠 邦 章

三 盃 三千三

7 監査の手続

全ての小学校、中学校及び義務教育学校を対象に、あらかじめ予算差引簿ほか関係諸帳簿の提出を求め、書面審査を実施するとともに、3小学校・1中学校・1義務教育学校（みさき小、飯田小、若山小、三崎中、宝立小中）へ出向き、令和3年度の事務事業の実績、令和4年度の学校教育目標及び管理運営方針、配分予算の執行状況、施設の管理状況等について、教育委員会事務局長及び担当係長等の立合いのもと、学校長、教頭・事務員から実情聴取などの方法により実地監査を行った。

第2 監査の結果

いずれの小学校・中学校・義務教育学校とも全般にわたり概ね適正に執行されている。